平成 29 年度第 4 回
広島県海域利用審査会

平成 29 年 11 月 28 日（火）

広　　島　　県

目　　　次

１　開　　会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　空港港湾部長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　議　　事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４　閉　　会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

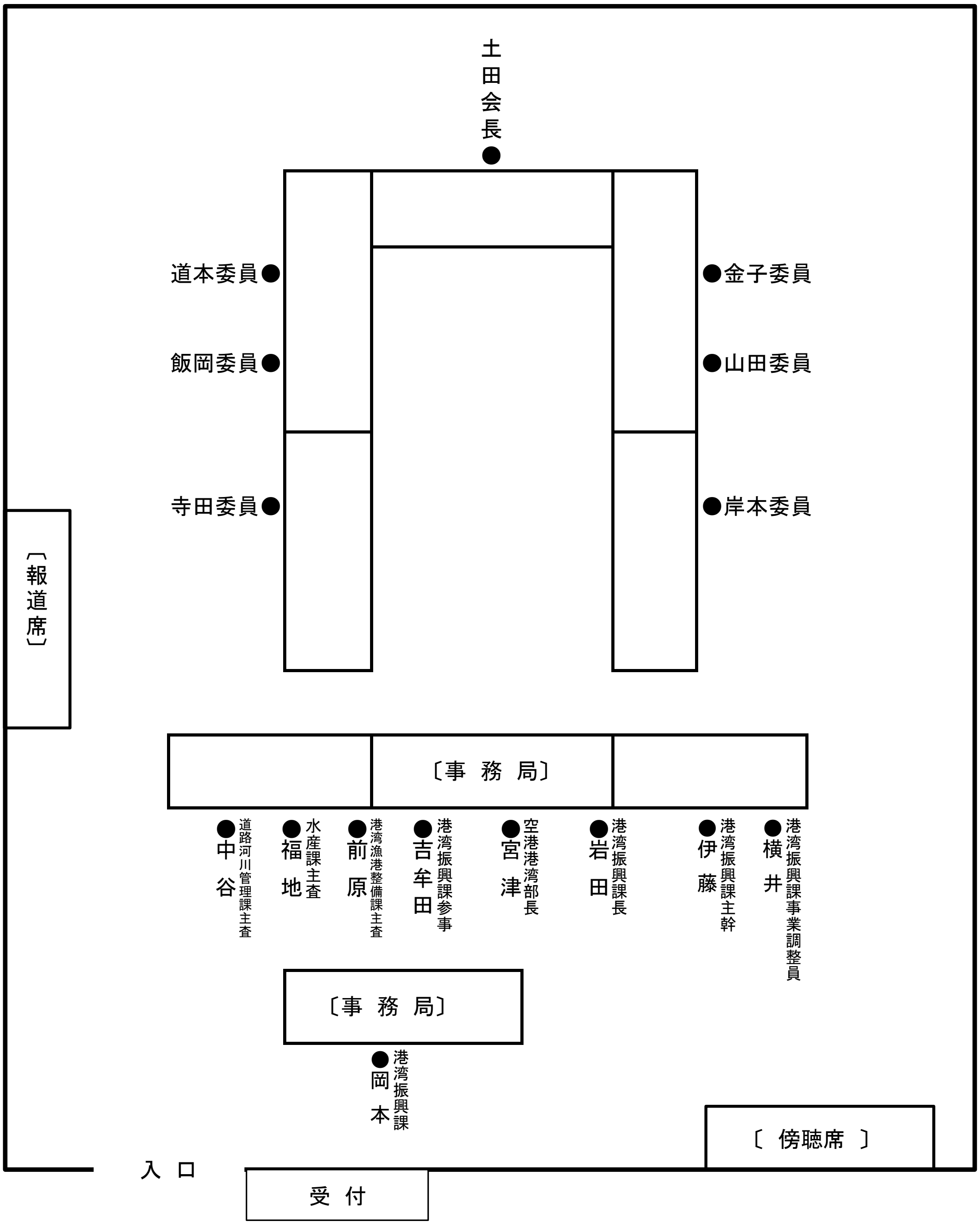

平成29年度第４回広島県海域利用審査会

１　開 催 日 時：平成29年11月28日（火）
　　　　　　　　　開会10時25分　　閉会11時40分
２　開 催 場 所：広島市中区基町10-52
　　　　　　　　　県庁農林庁舎１階第消費生活課研修室
３　議　　　題：放置艇解消のための基本方針の策定について
４　委員の現在数：１０名
（１）出席委員：　７名
（２）欠席委員：　３名

１　開　　会

開会　10：25

事務局（吉牟田）	お待たせしました。 ただ今から平成２９年度第４回広島県海域利用審査会を開催いたします。 まず，前回もご説明したところですが，本審査会は公開となっております。資料及び議事録についても，後日ＨＰにアップすることとなっておりますので，ご承知おき下さい。 それでは，開催にあたりまして，広島県空港港湾部長の宮津からごあいさつを申し上げます。

２　空港港湾部長あいさつ

事務局（宮津）	皆様お早うございます。 本日は大変お忙しいところ，お集まりいただきまして，誠にありがとうございます。 今年度，基本方針の策定に関しまして，熱心なご議論を頂きまして，４回目と相成りました。 皆様のご指摘やご協力の賜物でございますけれども，新たな放置艇対策の方向性が，はっきりと見えてきたところと認識しております。 これからは行政的な手続きに入りますが，本日は，これまでのご議論を振り返っていただきまして，「答申案」をこちらの方で整えましたので，これにつきまして忌憚のないご議論を頂戴できればと思います。 本日もどうぞよろしくお願いいたします。

３　議　　事

事務局（吉牟田）	なお，会議に先立ちまして，本日の会議につきましては，平田委員，土井委員及び中野委員が，諸般のご事情により欠席されておりますので，ご報告させていただきま

	す。 　それでは，土田会長，議事についてよろしくお願いします。
土　田　会　長	それでは，今回４回目ということでございますが，答申案が議題となっております。それでは，早速始めさせていただきたいと思います。 　本日の議事記録署名者ですが，前回に引き続き金子委員にお願いいたします。 　それから，本日の会議については，今年度開催される海域利用審査会の最後ということで，これまでの３回の会議の中での議論の内容を，答申としてまとめるということが今日の会議の主要議題としております。 　ということで，お手元に配布されております，答申案の方を，県の方から説明いただきたいと思います。では，お願いします。
事務局（伊藤）	港湾振興課の伊藤でございます。私の方からご説明させていただきたいと思います。 　それでは，まず，資料１の答申案の方をお開きください。 　１ページをお開きください。１の「はじめに」におきましては，知事の方から広島県海域利用審査会に対しまして，放置艇解消のための基本方針のあり方について諮問される背景となりました，広島県の放置艇の状況を説明しております。 　すなわち，平成 10 年にプレジャーボート条例を制定しまして，係留保管施設の整備と放置等禁止区域の指定による規制を両輪とした方策が進められてきましたが，依然として県内の放置艇数は全都道府県中最多の状況にあるということ，特に地方部の港湾・漁港におきまして対策が遅れているということを説明しております。 　このような状況の中，県において，施設整備と禁止区域による規制を両輪とした放置艇対策を補完しまして，放置艇解消を加速するための基本方針を策定するに当たりまして，その基本方針のあり方について意見を取りまとめ，提言するものであることを記しております。 　２の基本方針の目指すべき姿でございますが，ここでは，県においては，国が目標として掲げる平成 34 年度末までに放置艇を解消することを目指すべきであるということを提言しております。 　また，２ページになりますが，放置艇解消とは，放置艇を係留保管施設へ誘導し，又は係留可能水域への係留許可を与えることによって，プレジャーボートの所有者，係留場所等を把握しまして，県の監督下にないプレジャーボートをゼロ隻にすることであるということを明記しております。 　３の基本方針に盛り込むべき対策の視点でございますが，基本方針に定める対策が視線を注ぐべき点としまして，次の五つの点があることを記しております。 　まず，（１）の都市部における対策としまして，従前の整備と規制を両輪とした対策を継続していく必要があるということ，それから（２）地方部の港湾・漁港におけます対策として，既存ストック，当答申の中では，現存する港湾・漁港の水域施設や桟橋，係船環等の係留設備のことを指しておりますが，これを活用しまして，係留可能場所を確保していくべきであるということ，（３）の各港・各地区を対象としました類型別対応方針を定める必要があるということ，（４）廃船処理を計画的に進める

	必要があるということ及び（５）保管場所確保の義務付け制度を創設することでございます。 ４の基本方針の対象船舶でございますが，ここでは，基本方針の対象となる船舶について，プレジャーボートのほか，漁船も禁止区域の関係や廃船処理において対象とすべきであるということを整理しております。 続いて，５の既存ストックを活用した柔軟な対策でございます。 既存ストックを活用した柔軟な対策というのは，基本方針の中核的な位置を占めるものでございますが，（１）は，その趣旨を明示するものでございます。 すなわち，地方部の港湾・漁港を中心に，漁業活動や周辺環境に支障がない範囲で，既存の港湾・漁港の水域施設や係留設備を柔軟に活用して，プレジャーボートの係留可能場所を確保していくことにより，従前の係留保管施設の整備と放置等禁止区域の指定による規制を両輪とする対策を補完していくべきであるということの提言を示しております。 ４ページの（２）でございますが，既存ストックを活用する場合の係留可能場所を規定しております。 すなわち，県で整備した港湾・漁港内の水域施設等を基本としまして，現状の係留実態や地元関係者の意見を聴取した上で，県において決定すべきであるということとしております。 係留可能場所とするのは，具体的には，解説のところのアからエに掲げた泊地・船だまり内の水域，岸壁・物揚場の前面水域，防波堤の内側水域及び入り江内の水域でございます。 そして，これらの係留可能場所に係留を許可する際には，自然災害，盗難，沖合い流出，他船舶との接触等の対策を自己責任において行い，安全に係留保管することを許可条件として付すことが適当との意見も記しております。 （３）は，係船環，桟橋等の係留設備につきましては，係留者が県の許可を受けた上で，あるいは県において，順次，設置を促進していくべきであるとの意見を示しております。 （４）は，暫定係留の制度の活用も検討すること，すなわち，付近に係留保管施設や係留可能場所がない場合に，プレジャーボート条例に定める暫定係留区域に指定して，係留保管施設が整備され，又は係留可能場所への移動が可能になるまでの間，時限的に係留を認めることも検討すべきとの提言を記載させて頂いております。 （５）は，係留許可の手法としましては，小型船舶用泊地として指定の上，施設の使用許可として扱うべきとの意見を示しております。 （６）は，既存ストックである小型船舶用泊地の使用許可を出す際の料金，つまり，使用料についての提言でございますが，まず，その水準につきましては，県整備又は民間のマリーナの料金や他県の先行事例を考慮に入れまして，適正な水準に設定していくこととしております。 また，徴収した使用料の使途でございますが，施設を適正に管理し，安全に利用していくための維持管理費，廃船処理費等に充てることを検討すべきとの提言に整理さ

	せていただいております。 料金の考え方については，資料２で，他県の状況も含めまして，後ほど御説明させていただきたいと思います。 なお，料金，使用料の水準につきましては，審査会の御議論の中で，円滑に進めていくために最低限の水準にすべきという意見と，施設の維持管理費等を補充できる適正な水準とすべきという意見の両方の意見があったことを記載いたしております。 また，徴収した使用料の使途がきちんと説明できるような会計の仕組みを検討すべきとの御意見もございましたので，この点も示しております。 （７）は，利用者団体等の活用について，でございますが，個人単位での係留許可の他，団体に対する許可も認めていくなどの提言を示させていただいております。 利用者団体等の活用として，６ページの上部のアからウの活用例を示しております。 すなわち，アが何何地区プレジャーボート組合のような任意団体の代表者から係留にかかる許可申請を受けまして，代表者に許可を出して，代表者からまとめて料金を徴収していくということ，イが昨年度の横田漁港での横田シップステーションの例のように，漁協等の団体が自ら係留保管施設を整備・運営していくことを認めていくことを今後も続けていくということ，ウが今後指定してまいります小型船舶用泊地の管理事務の一部，すなわち，現場での利用調整，係留指導，清掃等の公権力の行使に当たらない部分の事務を委託していくことの団体活用例を示しております。 なお，イの係留保管施設を団体が整備・運営することについてでございますが，ウの下のなお書に記しておりますが，50 隻未満の小規模な係留保管施設についてでございますけれども，従来，先々の経営が成り立たないようになることを防ぐため，係留保管施設を水域に設置する場合は，ある程度の規模，すなわち，50 隻以上の規模のものでなければ，認めない方針で対応してまいりましたが，この度，基本方針を定めまして，放置艇対策の一環として，民間による係留保管施設の整備が促進されるよう，経営の審査も行った上でございますが，50 隻未満のものについても許可対象とするということを検討していくべきという意見を示させて頂いております。 また，このような 50 隻未満の小規模な係留保管施設のうち，護岸・防波堤並行型の浮桟橋によるもの等については，施設としての簡易性から，海域利用審査会の審査を経ずに，県専決処分としましても，無秩序な大規模海域開発を防ぐという広島の海の管理に関する条例の趣旨に反するものではないと考えられますので，条例に規定する「海域の土地的利用等」に該当しないものとして支障ないという意見も併せて示させて頂いております。 続いて（８）でございますが，地元住民の扱いについてでございます。地元住民の自主的な管理体制が成立している港・地区もございますので，係留可能場所の確保について，地域の実情に配慮すべきであるとの提言を記しております。 （９）の漁業従事者との調整について，でございますが，県内の大部分において，沿岸まで共同漁業権が設定されていますので，既存ストックを活用して，小型船舶用泊地に指定する際，漁業従事者の同意が必要になりますが，大部分が漁業権を侵害す

	るわけではなく，既に存在する放置艇の対策を進めるものであるということを念頭に置いて，適正に事務を進めるべきである旨の意見を示しております。 続きまして，６の類型別対応方針でございます。 状況がそれぞれ異なる各港・各地区への対応方針の類型，タイプとしまして，７ページの５類型によるものが妥当である旨の提言でございます。 Ａ類型が全ての船舶の係留を禁止する類型，Ｂ類型が漁船を除く船舶の係留を禁止する類型，Ｃ類型が漁船，遊漁船を除く船舶の係留を禁止する類型，Ｄ類型が棲み分けを図った上で漁船，遊漁船，モーターボート・ヨット類の係留を認める類型，Ｅ類型が棲み分けを行わず漁船，遊漁船，モーターボート・ヨット類の係留を認める類型でございます。 なお，漁船の扱いでございますが，漁船は，Ａ類型以外の港・地区におきまして，係留が可能となりますけれども，県への漁船登録手続がなされておりまして，また，生業のために使用される船舶でございますので，漁船については，係留許可手続は不要と考える旨の意見を示させていただいております。 ８ページをお開きください。廃船処理についての項目としまして，三つ掲げております。 まず，（１）でございますが，従来，廃船の定義の不明確さによって，外形上明らかに廃船と判断できるもの以外につきましては，現場では，廃船処理の着手が躊躇されることが多かったものでございますが，一定の期間同一の場所に放置されている所有者不明船も廃船とみなして，廃船処理の早期着手を図っていき，廃船処理を促進していくことを挙げております。 （２）は，日本の中古船は，東南アジアなどの海外で高い評価を受けているという実態がありますので，簡易代執行を行っていく際には，廃棄処分だけではなく，売払いを積極的に検討していくべきことなどを提言項目として掲げております。 （３）は，廃船処理費についてでございますが，売払いを積極的に進めるにしましても，廃棄することになる廃船は，少なからず存在しますので，小型船舶用泊地の料金，すなわち，使用料収入の活用も検討すべきであるということを記しております。 続いて，９ページでございますが，８保管場所確保の義務付けについてでございます。車の場合は，警察の車庫証明を付けて，運輸支局で車の登録手続をするようになっておりますが，船舶の場合は，そのようにはなっておりません。 車と同じようにプレジャーボートの保管場所に係る証明書を付けて，船舶の登録を行うこととすれば，プレジャーボートを所有する段階で保管場所の確保がなされることとなりまして，抜本的な対策になりますので，関係法令の改正要望の他，県条例によって保管場所届出の義務化及び保管場所の登録制度を先行実施するということも検討すべきであることを提言するような形で整理しております。 最後の項目となりますが，県民への意識啓発についてでございます。 基本方針に基づく新たな放置艇対策については，県のホームページや県民だよりなどの既存の広報媒体の他，官民の関係団体との連携を図って，広く県民へ周知し，海域の適正な利用について，意識啓発していくことを提言して，本答申を締めくくるよ

	うな形に整理させていただいております。 最後の 10 ページは，審査会の委員の皆様の御芳名を，当方で整理しております分野の順番に並べたものを載せるようにさせていただいております。 それでは，続きまして資料２の説明に移らせていただきます。 資料２の料金の考え方でございますが，まず，料金徴収の根拠でございますが，地方自治法第 225 条に公の施設の利用に対する反対給付として徴収することができるとの規定がございます。これを根拠にしまして徴収させていただくものでございます。 ２の徴収した料金の使途でございますが，答申案の中でも触れさせていただきましたように，施設の維持管理費，廃船処理費を含んだ維持管理費に，充てていく考えでございます。 それから，３「施設の整備」でございますが，小型船舶用泊地の整備でございますけれども，維持管理の一環として，係船環等の必要な設備につきましては，各地区の状況に応じて，順次，県において整備してまいりたいと考えております。 次に４の「料金徴収開始時期の統一」という項目出しをさせていただいておりますが，本日，緊急動議のような形になってしまったのですが，答申案の審査に加えまして，料金徴収を平成 35 年度から一斉に開始する方向で事務を進めることにつきまして，御審議をお願いしたいと考えております。そして，可能であれば，答申案に加えるような形で整理させていただきたいと存じます。 小型船舶用泊地として指定してまいりまして，許可を出せるものは許可を出し，許可を出せないものは禁止区域に掛けて，撤去指導していくという一連の事務は，後ほど資料３でスケジュールをご説明いたしますが，平成 34 年度末までに，各港・各地区において，順次行ってまいります。 この場合，経過措置を設けませんで，原則どおり，許可を受けると同時に料金を支払い始めることとするといたしますと，平成 31 年度に許可を受けて料金を支払い始める人と平成 34 年度に許可を受けて料金を支払い始める人とでは，３年間程度の料金支払期間の有無が生じてしまいまして，不公平であるとの申出を受けるおそれもあると考えています。 それから，一斉徴収開始とした場合の効果としまして，四角で囲んだ部分に示しておりますが，料金を当面取らないということで，許可事務が円滑に，着実に進めていくことが期待できると思います。 また，先行地区から未指定地区へ放置艇が移動していく，イタチゴッコのようなことを防ぎまして，混乱を回避することができるのではないかと考えております。 それからまた，裏面に他県の状況を追加で聴取したものを掲載しておりますけど，中ほどから下の「徴収開始時期」のところでございますが，Ｂ県とＣ県では，不公平が生じるのを防ぐため，料金徴収を一斉に開始する経過措置を講じております。 以上のような趣旨で，料金徴収開始時期を統一させていただきたいということについて，御審議をお願いしたいと考えております。 表面に戻っていただきまして，５の料金水準についてでございますが，平成 30 年度実施予定の実態調査の成果によりまして，廃船数，実放置艇数を把握できますので，

	徴収できる料金の額や必要となる廃船処理費などのめどが立ちます。 　また，公営・民営のマリーナの料金や他県の事例を参考にしながら，総合的に勘案して，料金を決定してまいりたいと考えております。 　では，裏面を御覧ください。他県の状況でございます。 　裏面は，既存ストックを活用するなどして，簡易な係留施設を設けている他県の先行事例に係る料金の考え方などについて整理したものでございます。 　施設概要でございますが，Ａ県からＤ県まで既存ストックを活用した簡易な係留施設で，小型船舶用泊地に指定しております。 　使用料は，月額でございますが，安いものは500円台から高いものは7,000円台のものまでございます。 　使用料の算定根拠でございますが，Ａ県におきましては整備費，維持管理費及び管理運営費を基礎にして算定しております。Ｂ県・Ｃ県では，他の自治体の設定額を参考にして決定しております。 　許可を受けた者からの意見・要望としましては，使用料を支払う以上，整備面での県の対応を求めるというものがあったようでございます。 　徴収開始時期については，先ほど申し上げましたとおりでございますが，一斉徴収開始の経過措置を設けている県がございます。 　それから，地元住民に対する配慮についてでございますが，どの県も使用料についての特例はやってない状況でございます。 　廃船処理費の財源についてでございますが，４県とも使用料を財源にしていない状況のようです。 　管理委託についてでございますが，漁協に一部委託している例や市町村に地方自治法の規定に基づく権限移譲をやっているケース，また，委託せずに，直営でやる方針のところもございます。資料２の説明については，以上でございます。 　それでは，資料３をご覧ください。 　放置艇対策の今後のスケジュール案でございます。 　今年度，平成 29 年度におきましては，答申を頂いた後，基本方針案を作成しまして，パブリックコメントの募集などを経まして，年度末までに基本方針を策定いたします。平成 30 年度に，全県におきまして，放置艇実態調査を行いまして，併せて，地区別実施計画を作成してまいります。 　都市部におきましては，施設の整備と禁止区域の指定による対策を継続してまいりますが，地方部におきましては，平成 30 年度の実態調査の成果と地区別実施計画を基に平成 31 年度から基本方針に基づく小型船舶用泊地の指定・許可・禁止区域の指定・撤去指導を進めていきまして，平成 34 年度末までに放置艇の解消を目指してまいります。 　係船環等の整備も平成31年度から開始する方向で考えていきたいと思います。 　また，廃船処理につきましても，実態調査によって正確な総数が判明してまいりますが，平成34年度に完了することを目標にしてまいりたいと考えております。 　本日の資料１から３までに関する説明につきましては，以上でございます。

土　田　会　長	はい，ありがとうございました。 それでは，ただいまの説明につきましてご意見，ご質問はございませんでしょうか。 どこからでも結構ですけどいかがでしょうか
山　田　委　員	一つ確認させていただいていいですか。 遊漁船という言葉がございますけど，まず審査会で遊漁船という言葉の定義がどこかでされておりますでしょうか。
事務局（伊藤）	遊漁船は，遊漁船業法で定義してある船舶ということで，第２回で説明させていただいていると思います。
道　本　委　員	遊漁船の件は，私も少し疑問に思って，何回か県に問い合わせたんですが，遊漁船というのは，遊漁を目的にしたプレジャーボートというふうにも取られる，そういう心配があるので，その点注意した方がいいんじゃないかと思います。
山　田　委　員	そうです。言葉をですね，遊漁船業船舶くらいの言葉にしてもらった方が，仕分けがしやすいんじゃないかと思って質問させていただいたんです。
土　田　会　長	遊漁船業船舶ですね。
山　田　委　員	言葉は今の通りでなくてもいいんですが，仕分けができるような言葉の方が適当なんじゃないかと思うんです。
事務局（宮津）	遊漁船業法による船舶ということが判るように，ですか。
山　田　委　員	そうです。
事務局（宮津）	わかりました。
道　本　委　員	遊漁船登録をした船舶ということですね。
土　田　会　長	他にいかがでしょうか。
金　子　委　員	５の既存ストックを活用した対策の（７）ですが，団体の中に漁協は入っているのかなと思います。漁協も活動しているのですけど，そういうところをもう少し，漁業補償等のようなことを言われることもある反面，社会的責務というものもあると思うのですが，そういう，漁協さんに積極的にお願いするということも入っているんですか。
土　田　会　長	（７）のところですか。
金　子　委　員	そうですね。団体に対して許可手続きとか団体に管理業務の一部を任せるとかいうようなことのなかに，漁協は入っているのかなと。
事務局（岩田）	漁協もそうですね，念頭においております。
金　子　委　員	積極的に入れた方がいいんじゃないですか。結局，きちっと組織として，はっきりとお願いすることはお願いした方がいいんじゃないですか。
事務局（岩田）	そうですね。漁港が中心となっていくと思われますので。
金　子　委　員	そういう方向で行った方がいいんじゃないですか。
事務局（岩田）	横田漁港のように積極的なご協力を頂くというのを掘り起こしていきたいというか。
金　子　委　員	マリーナ的なものは，一般の人が申請しても駄目なんですけど，補償の問題もありますから。 マリーナ的なものを漁協にお願いすると。積極的に。そしたら少しは動くかもしれ

	ない。ちょっと漁協のところがずっと気になっている。
事務局（伊藤）	「積極的に」という表現を入れた方がいいということですか。
金　子　委　員	そう。漁協に「何かお願いされているのかな」と思わせるくらいの。
土　田　委　員	ここ，団体というのはアとイとウの３つですね。
事務局（伊藤）	金子先生ご指摘のことは，イの点だと思うのですが，「漁協等の団体が整備・運営することを，従来認めてこなかった収容施設が 50 隻未満の小規模なものも含めて認めていくこと」のところに「積極的に」を加えるということですね。
金　子　委　員	漁協という名前が必要だと。重要な団体が，漁協ということです。
土　田　委　員	イには「漁協等」を入れておりますが。
金　子　委　員	はい，ここはありますね，修正されておりますね。そういう気持ちが伝わるようにしたらいいと思います。
事務局（伊藤）	表現の方は，このとおりでよろしいでしょうか
金　子　委　員	（７）の四角で囲まれたところにないと，細かい説明がいるようになる。 漁協ですね。団体には，主要な団体に漁協があるわけですから，「漁協等団体」に直したらいいんではないですか。
土　田　会　長	「団体に対する」というところを「漁協等団体に対する」にする。「漁協等」を入れるということですか。
金　子　委　員	そうですね。漁協にとっては，これが，漁協のことを言っていることがわからないようなイメージでは，ちょっと困ると思うんですよ。
事務局（伊藤）	（７）の四角で囲んだところの２行目の団体というのはですね，プレジャーボート組合なども想定しておりますので，３行目の方の団体を，「漁協等の団体に管理事務の一部を」ということでよろしいでしょうか。
土　田　会　長	ああ，そうですね。
道　本　委　員	６ページのイというのは，これから整備しようという団体で，アの方は今ある団体ですね。だから，今，金子委員が言われたのは，現在ある漁協等を使って，管理運営させる方向でということを言われたから，アの方に該当するのでは。
山　田　委　員	今のアの部分は団体の代表者からとなっていますから，これは本来の小型船舶に関する団体を示しているのでは。
事務局（岩田）	アの場合は，プレジャーボート組合を示しております。 おっしゃられた，管理業務を任していくというのはウの表現です。管理事務ウを地元の漁協さんにということです。
金　子　委　員	ああ，書いてありますね。
事務局（岩田）	イの場合は，自ら漁協さん等が整備するような，積極的にやっていただくものです。
土　田　会　長	ここは，どうですかね。漁協が書いてあるっていうのは。漁協というのはプレジャーボート利用者と利害が対立する局面もひょっとしてあるかも知れないということになってくると，先ほどちょっとお話がありました，管理事務の一部委託というのはいいんですけど，行政的な行為というところ，判断というところまでは確かにあまりそこまではお任せすると，逆に不公平じゃないかという議論が出てくる可能性があるのかなという感じがします。その点はいかがですか。

金　子　委　員	その点は，県の方がよくご存知ですから。どこまで任せるかというのは。
寺　田　委　員	すみません。今会長がおっしゃった利害対立とは，どのような状況をお考えですか。
土　田　会　長	漁業組合というのは具体的に漁業をやっている人で構成されていると。プレジャーボートの利用者というのは，同じ港を利用しているわけですけれども，そのときに，いわゆる，漁協の組合員である漁船の利用の仕方と，同じその場所にいるプレジャーボートを利用している人が，一定のルールの下で，ルールに従って秩序ある利用の仕方をしてもらえばいいんですけど，もし何かしてそれが，港の使い方なり対立があったところでは，それは最終的に県が全体を中立的な立場で判断するなり，指導するなりしていくという，そこの部分ができないと，その点はちょっと注意する必要があるのではと思うのです。ですから，例えば，使用許可の判断の深いところに全部組合さんにお任せしてしまうというのは，事務的なことをお願いするというのは問題がないと思うんですけど，より上位な判断をしていくことには，県がちゃんと判断できるということを，これは，しっかりしていないといけないんじゃないかと思います。
事務局（宮津）	（７）のところで，団体というのを裸で使わさせていただいているのは，いろんなケースが想定されますので，金子委員がご指摘のように例示をすることで，逆に新たな議論を呼ぶ可能性もありますので，団体ということで表現させていただければと。
山　田　委　員	３ページの５（１）のところなんですけど，この中のですね「地方部の港湾・漁港に現存する多くの放置艇を収容するため，漁業活動や周辺環境に支障がない範囲で」っていう言葉があるんですが，これは，ある意味で微妙な話なんだと思います。 心配しておられるように，県がそれを判断するのか，あるいは漁業活動にどこまで支障があるのかっていうところをですね，やっぱり，漁協が一番よく，ある意味承知している部分なのかもしれませんし，そういった判断を，どこまで漁協に任すかという話になってくるのかと思うんですけど，非常に微妙なのです。
土　田　会　長	ええ，私も，一番そこがね。
山　田　委　員	ただ，やはり，一番，地元の漁業活動や自然環境，漁村地域なんですけどもそれをよく知っているのは漁協なんで，ある意味漁協が適当という意味でもあるでしょうし，逆に皆さん心配しておられるように漁協で本当に良いのかっていう部分も出てくるのかもしれません。
土　田　会　長	そういうことで，漁協というのが四角囲いの外では説明されているので，四角囲いの中はこれでよいのではないかなと思います。
金　子　委　員	そうですね。私は，漁協さんが他人事のようなものが進んでいるなと思われても良くないなと。当事者意識を持ってもらいたい。
事務局（宮津）	実際の調整の時には，県の出先事務所の方で漁協さんの話を聞いた上で伝えていくつもりでございます。
土　田　会　長	漁協さんが余り協力的でなくて，あれも支障があるこれも支障があるとどんどん言われるとこれがなかなか進んでいかないというそういった可能性もあるかなと，そこがちょっと気がかりなんですけど。
事務局（宮津）	ここは，審査会での議論を報道なりにひきあげていただいて，アナウンス効果をじわじわ広げていって，ご協力頂くことを考えております。

飯　岡　委　員	３ページの５の（１）のところですけども，これは，漁業活動や周辺環境に支障のない範囲で，係留可能場所を確保すべきであるという，こちらの答申になるわけですけど，支障のない範囲かどうかは，県の方で漁協なり地元の住民の方なりと調整した上で最終的には県が確保すべきであるということを，われわれ審査会が求めているという理解でいいんですね。その漁協さんなりがおっしゃっていることがちょっと行きすぎではないかとういうような場合には，県の方もそれはそこまでではないのではないか，ここで充分漁業活動に支障がないと思われますが，というような調整をしていくということでよろしいですか。
事務局（宮津）	ご理解のとおりです。
寺　田　委　員	今の件ですが，支障が出るかどうかは微妙な問題で，その場その場の判断が要求されるという点が多少気になっていまして，その一方で，この答申の中で非常に重要な部分だと思いますが，保管場所の確保の義務付けということがありますね。それは，船舶は，通常，市町村に登録していて，それで今は終わりなので，どこに泊めてもよい状態になっているのを，今後は番地をつけて車庫証明のようなものにして，きっちりここに置いて下さいということですよね。これは非常に明解な処方箋だと思いますが，それを定めるときに県が入って，この場所だったら支障がない，というふうに場所を割り当てると思うので，あまり細かく書かなくてもよいのではと考えます。保管場所を指定するときには県の判断が当然入ると思います。その一方で，所定の場所に保管されているのかどうか，を継続的に誰がモニタリングをするのかということが気になりまして，いかがでしょう。
事務局（宮津）	制度構築の際の課題ということにしておりまして。
金　子　委　員	そういう時にですね，漁協さんはあちこちにあるわけですからね，出たり入ったり活動しているわけですから，ちょっとついでに見てくれて，報告してくれるんだったらうれしいですね。
土　田　会　長	他にご意見いかがでしょうか。
寺　田　委　員	料金の考え方の資料の裏面の方ですが，4 つの県の事例がありまして，使用料ですね，下から２番目ですけど使用料を特定財源化していない事例が並んでいます。それで，大まかでよろしいですが，年間の使用料収入が各県でどのくらいの規模なんでしょうか。
事務局（宮津）	そこまでヒアリングしていないですね。
事務局（横井）	市町に委託していて市町の収入になるので，県の方であまり持っていないようです。
事務局（宮津）	県で総括されていないところもあるようです。そこは，ちょっと追って取材をしたいと思います。
寺　田　委　員	わかりました。
土　田　会　長	まあ，年間３万前後ですから，それに隻数をかければというような感じですね。
事務局（宮津）	県の財政を考えれば非常に重要なところなので，必ず取材をします。
寺　田　委　員	要するに，一般会計の中に入ってしまうと見えなくなってしまうので，どれぐらいの規模の収入かというのは把握したいですね。

事務局（宮津）	承知しました。
土　田　委　員	他にいかがでしょうか。
岸　本　委　員	３ページの下から２，３行目に「従来の係留保管施設の整備」ということの，従来の係留保管施設ということの説明として４ページの（３）のところに，係船環とか防舷材とか桟橋とか渡橋とか，あるんですが，県としてはどこまでやるつもりかどうか。係船環というのはよく出てくる言葉なんですけど，桟橋等についてはどっちかっていうと民間が設置しているものですよね，今までは。それをいまから整備していくんですかということと，それから，６ページのイで，「係留保管施設を漁協等団体が」で，団体というのは，船を持っている人の団体かもしれないんですがそういうところが，民間が自分たちで数隻，２～３隻置くような桟橋を作る場合も含むんですか。そこのところが，ちょっと見えてないなと思うのですが。
土　田　会　長	確かにちょっと４ページの（３）のところは，県が自身で整備するのかあるいは民間がやりたいっていうときに許可をするのかというような，そういう意味なのか。若干両方含んでいるのかな，というところもあると思うんですが，その辺りはどうなんでしょう。
岸　本　委　員	他県の例を見ると，せいぜい係船環の整備というようなところしか書いてないですよね。桟橋とか渡橋といったのもやっていくんですか。
事務局（岩田）	まず，必要な係留設備を県がどこまで整備するのかというところですが，この出発の，この対策を検討していく背景としまして，地方の港や入り江に，多くの放置艇が現存しているという実態をいかに解消していくかという方策をどうするかというところから始まっているので，その中で既存のストックをできるだけ活用した形で保管場所を確保していく方策を検討していくというところでございまして，もちろん，船を泊める場合にはロープでくくる係船環がマストでございますので，将来的には，そういった必要最低限の係船環の設備は，県の方で基本的にはやっていく。しかしながら，たくさんの放置艇を許可艇に切り替えていく手法の中で，限られた期間でやり遂げようという目標でやっていこうとしておりますので，出発形は，小型船舶用泊地を港の中で，このエリアですよと，決めて指定をしてそこに許可をしていく。その段階でもうすでにいるプレジャーボートさんが，自ら設置しているものについては，それは出発形としてはそれは認めていこうと，そういうイメージです。それで，将来的には，そこの最低限必要な係船環の設備は，県の方で段階的に整備をしていくというようなイメージでございます。
岸　本　委　員	そのときに桟橋を作りたいというようなことがあったときに，それを認めるということですか。
事務局（岩田）	桟橋については，他県の先行事例もそうなんですけど，ユーザーの方が希望されれば，それは認めていく。しかしながら，その料金については，その分は別途頂きます。船の長さに桟橋の長さを加算した形で頂くというようなイメージです。
岸　本　委　員	そこにはもっと触れた方がいいんじゃないですかね。
事務局（岩田）	料金の詳細な考え方まで決め切れておりませんけれど，他県事例を見ると，そういう形で整理しておりますので，その辺を参考にして決めます。

岸　本　委　員	そのときですね，今度は桟橋の料金を取るとなると，この前伺った時に，船は移動するものであるから，５ページの上の方にある（５）のところですね。船は移動するものであるから固定するものではないから，料金としては施設の使用許可ということでしたよね。で，桟橋の場合は固定的なものですから，むしろ水域の占用なんじゃないかと。そうなってくると（５）のところは，矛盾が出てくるんじゃないかと。船は確かに施設の使用権，要は陸上の係船環等固定した物に繋げるものでいいんですが，桟橋の場合は固定的ものなんじゃないかと，むしろ水域の占有権なんじゃないかという意見が出ると思うんですよ。そういったところを，細かいところでですが，言われらどうなるのかなと。
土　田　会　長	桟橋っていうのは，どういうふうに固定する構造なんですか。
事務局（伊藤）	護岸から固定するだけです。海底に杭を打ったりというところまではないです。
土　田　会　長	杭を打っているという訳ではないんですね。あくまで護岸に固定しておいて，乗船の時の便宜に，ということですね。
岸　本　委　員	杭を打っていることはないですか。浅いところだったら。いろんなケースがあると思うんです。
事務局（宮津）	いろんな形式があると思われます。
土　田　会　長	浅いところだったら杭を打っている形式もあるんですね。
事務局（横井）	杭はかなりの費用の持ち出しになりますから，回収が難しいと思われますが。
事務局（岩田）	厳密にいうと占用が適当な場合もあると思いますが，どういう許可を下ろすか，船の方の許可と附属物の許可を別々に許可の事務を行うのも非常に煩雑というのもありますし，その辺は，トータルで考えて使用料として一括すると。
土　田　会　長	桟橋も，浮いているものを，ロープなんかで固定するのは，船じゃないけど，固定を外せば，移動もできますよね。本格的に杭を打つのだったらこれは完全に，土地的利用だという感じがするんですけど。
事務局（宮津）	今回想定しておりますのは，いわゆる浮桟橋を設置しているというイメージですので，書いてある通り，施設の使用許可なのかなあとそういうふうに思います。
土　田　会　長	浮桟橋であれば，船に準じるというか，附属したものとみなしていいのかなあと。
金　子　委　員	小さなマリーナとの違いは，杭があるかないかですよね，大体。
土　田　会　長	ええ，そうですよね。杭でがっちりと固定できるのはマリーナで。
事務局（伊藤）	後，岸本委員から，６ページのイのところの許可を出す際に，２～３隻程度のでも出すのかというご質問があったと思うのですが。
事務局（横井）	２～３隻もあるとは思います。修理工場が自分の敷地の地先に作るのであれば，そんなに多くの船が泊められるようなものを作らないと思われます。
事務局（伊藤）	実際に２～３隻のようなものは殆どないと思うんですけど，10 数隻からあるとは思いますが，仮に２～３隻の場合であっても。
岸　本　委　員	その場合のイメージは，浮桟橋でした。そもそも浮桟橋もイに入るのですか，定義として。
事務局（伊藤）	はい。
土　田　会　長	他に意見ございませんでしょうか。

	もうよろしかったら，それでは，本日欠席された委員の方からご指摘等ありましたでしょか。
事務局（伊藤）	はい，本日，土井委員，平田委員，中野委員の３名の先生方がご欠席されているんですけど，土井委員と平田委員におかれましてはあらかじめ欠席が分かっておりましたので事前に伺いまして，提案内容の方を事務局の方から説明させていただきましたところ，答申案それから，料金の一斉徴収の件につきましても，異議はないという御意見でございました。それから，中野委員につきましては，緊急のご事情によりご欠席となり，ご相談するいとまがなかったもので，提案に対する意見というのはお伺いできなかったんですが，会長の方に一任させていただきたいとのことでございましたので，よろしくお願いしたいと思います。
土　田　会　長	わかりました。 それでは，最後に料金の一斉徴収に関してはいかがでしょうか。これは，これから作業を進めていく中で，順次料金を集めるのではなくて，経過措置ということで，ほぼこの方針が予定であれば終了するであろう，34 年度以内ということでしたので，35 年度から一斉に集めるということで，それ以前にそれぞれ保管場所に入っていただいても，料金徴収はそれまで見合わせて 35 年度から一斉にということでいかがかという県の提案でございますけど，いかがでしょうか。
飯　岡　委　員	私も，一斉でいいかと思っていたんですが，Ｄ県の例を見ますと，段階的に増額して５年で満額にして，その頃全体に行き渡っているという感じなのかなと思っているのですけど，ある程度維持管理経費が最初から掛かってくる中で，一斉に開始するまでの間は，ある意味どこかが持ち出ししているようなことになると思うので，Ｄ県がこういう形でされて，特に不満なりが出ていないのであれば，こういうやり方もあるのかなと思ったりはしたんですが。 段階的な徴収に対しての，利用者側の支払っている方からの意見はどうだったのか分かりませんか。
土　田　会　長	この意味ですね。Ｄ県の事例なんですけど，これは。
事務局（岩田）	Ｄ県から，ヒアリングをしているんですが，平成 10 年くらいからスタートされていて，詳しいことが確認できておりませんが，イメージとしましては，半額くらいからスタートされて，５年間で擦り付けるような運用でやられたと聞いておりますが，非常に，我が県は箇所数は多い中で，なおかつ，船の数も多い中できめ細かな段階的料金でいくとですね，ちょっと事務的に耐えれない部分も出てくるんじゃないかということを懸念しております。
山　田　委　員	係船環等の整備が 31 年度から入ってくると思うんですけど，それにかかる費用の調達が，今，使用料を回していくことがあって，なくてうまくやれるんだったら，一斉でいいんじゃないかと思われます。
寺　田　委　員	その辺りの需要予測はできていますか。
事務局（岩田）	廃船の正確な数が，今，26 年度データまででして，精査した上で来年度具体的に検討したいと思います。
事務局（宮津）	需要予測もそうですし，お金の調達の方法も整理していこうと思います。

寺　田　委　員	単なるキャッシュフローの悪化では，持続できない状態かもしれないですよね。
土　田　会　長	それでは，一応，この 35 年度から一斉に徴収という方針は，答申に書いてもよろしいでしょうか。（異議はなし。）
金　子　委　員	大きな船と小さい船がありますよね。そんなのはみんな同じになる訳ですかね。
事務局（岩田）	船舶の長さでいくらということを他県事例ではやっているようなので，参考にして検討したいと思います。
土　田　会　長	それではいろいろ御意見を頂きました。そろそろ時間もありまして，結論ということにしたいと思いますが，他に何か最後に意見はございませんでしょうか。
寺　田　委　員	少しあいまいなコメントですが，料金を徴収するというはっきりした主張があって，その一方で民間のマリーナ整備も一応促進したいと，6ページのイにあって，それは，横田漁港のケースが念頭にあるのですが，民間の参入をむしろ促すような形での料金設定になるのかなという疑問があります。つまり，料金次第ではせっかく作っても，運営していけないと民間が断念してしまうと，結局,全部県が整備していかなければならないことになるので，それがちょっと不安です。
事務局（岩田）	余りに安価な料金で小型船舶用泊地を作っていくと，民間が料金を自ら取ってやっていくという参入が進まなくなるだろうということですね。
寺　田　委　員	そうです。それでは公共部門が整備しなければならなくなってしまうので，つまり，民間の参入の意欲を削いでしまうと。そのあたりが気になります。
土　田　会　長	そうですね。先ほども，県が行うのは，必要最小限の整備であるというお話だったので，そこのところが微妙なところで，あまりやり過ぎると，確かに，お金払わなくても結構な設備を県が作ってくれているのを，安い料金で利用できるじゃないかということになってしまうし，かといってまったく設備がなければ利用もできないということで，その辺りはちょっと微妙，必要最小限というところが，微妙ですね。
事務局（宮津）	必要最小限という表現が，少し誤解といいますか，係留していただくために必要なものですと，それを整備していきますという趣旨ですので，本当に申し訳ない程度のものしか想定していないです。
土　田　会　長	その点は確かに，料金設定する上で，一つ重要な観点かもしれないですね。せっかく民間がやろうとしているのに水を差してしまうものだと，そうすると全部税金でやらなくてはいけなくなってしまう。そこのところは確かに，料金設定する上で貴重なご意見だと思います。 それでは，今回お示しいただいた「答申案」につきまして，これは一応お認めいただくということでよろしいでしょうか。 （異議なし）
土　田　会　長	ありがとうございます。 それでは，いろいろご意見を頂きましたが，基本，この答申案，本日の案で我々審査会で認めるということとさせていただきたいと思います。 それから，また，先ほど今回頂いた意見につきましては，これも再度少し頂きまし

	たので，骨子はこれで変わらないと思いますけども，文書その他においては，反映することが出来るものについては，反映させていただければと思いますので，宜しくお願い致します。その後，若干修正させていただいた文言は，少し変わるかもしれませんが，そちらについては，一応また，審査会の皆様にご了解いただくというのも大変ですので，できれば私にご一任いただければと思いますが，よろしいでしょうか。 （異議なし）
土　田　会　長	ありがとうございます。 それでは，今回この案をもとに，ご意見を踏まえたものについて，私と事務局の方で最終案を整えさせていただきたいと思いますので，よろしくお願いします。 それでは，以上，本日の議題につきまして議論が終わりましたので，事務局にお返しします。

4　閉会

事務局（吉牟田）	ありがとうございました。 議事録につきましては，後日送付させていただきますので，ご確認をお願いいたします。 今後の予定につきまして，事務局から説明申し上げます。
事務局（岩田）	今年度４回にわたりましてご審議いただきまして誠にありがとうございました。 今後の予定でございますが，最終整理した提言を頂きまして，それを基に，県としての基本方針案というものをまとめさせていただきまして，パブリックコメント，ご意見を伺った上で，議会に報告をした上で，今年度３月末に基本方針策定ということで発表してまいりたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。誠にありがとうございました。
飯　岡　委　員	パブリックコメントの時に，基本方針案だけを出されるのか，何か補足説明みたいなものを出されるのでしょうか。
事務局（岩田）	もちろん作成趣旨はご理解いただいた上でチェックしていただく必要がございますので，必要な情報は併せて説明できるような形にしたいと思います。
飯　岡　委　員	どうしてこの基本方針が出来たかとか，この結果どうなるのかみたいなもの，Ｑ＆Ａのようなものが付くとパブコメで意見を出される方も，誤解しないで出していただけるというのがありますし，関心を呼ぶのではないかというのがありますので，ちょっとお手間ではあるかもしれませんが，その辺りを補足していただければと思います。
事務局（岩田）	わかりました。ありがとうございます。
事務局（吉牟田）	最後に，閉会に当たりまして，部長の宮津からごあいさつを申し上げます。
事務局（宮津）	本日も長時間にわたり熱心なご議論を頂きまして，誠にありがとうございます。 また，７月から４回にわたって，事前レクの段階から，皆様方に貴重な意見を頂き

	まして，本当にありがとうございました。これで，広島県の長年の課題でありました放置艇の取組が加速していくことになると考えております。これから，行政的な詰め方については，こちらの方にお委ねいただきながら，今も貴重な意見を頂きましたので参考にしていきながら進めていきたいと思います。放置艇対策の議論は，今日でひとまずひと段落ということになりますけれども，海域の利用に関しましては，時代の趨勢に応じて審査いただく局面があろうかと思いますので委員の皆様方には引き続きどうぞよろしくお願いします。 本日はどうもありがとうございました。
事務局（吉牟田）	これを持ちまして，平成２９年度第４回広島県海域利用審査会を終了します。 ありがとうございました。

閉会　11：40

　本議事録が平成 29 年 11 月 28 日開催の平成 29 年度第 4 回広島県海域利用審査会の内容に相違ないことを証するため，ここに署名する。

広　島　県　海　域　利　用　審　査　会

会　長　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

委　員　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞